

今後の同和対策のあり方

1 国の同和行政の経緯及び基本的方向

国においては、大正9（1920）年に地方改善費として、同和対策予算をはじめて計上し、昭和28（1953）年に隣保館整備事業として戦後初めて予算計上を行い、以来今日まで各種施策を実施してきたところである。

この中で、国の同和対策審議会が、昭和40（1965）年に「同和対策審議会答申（同対審答申）」において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本的認識を示し、「法」を根拠とした同和地区の改善が本格的に展開されることとなった。

同和対策にかかわる「特別措置法」は、この同対審答申を受けて、昭和44（1969）年から「同和対策事業特別措置法」、昭和57（1982）年から「地域改善対策特別措置法」、昭和62（1987）年から現在の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」と、今日まで継続されてきた。そして、この地対財特法が、平成14（2002）年3月末に有効期限を迎えることにより、30数年間続いた「特別措置法」が終了する。

国においては、「特別対策の法令上の根拠がなくなることにより、平成14年度以降は、施策二ーズに対しては、他の地域と同様に、所要の一般対策によって対応」することとし、さらに地方公共団体に対し「地対財特法の有効期限到来という同和行政の大きな転換期にあたり、地方単独事業の更なる見直しが強く望まれる。」としている。

2 本県の同和行政の経緯及び基本的方向

本県では、大正6（1917）年「細民部落改善指導方針」という訓令を出し、いわゆる「地方改善」のための助成を始め、昭和24（1949）年戦後初めて同和対策予算を計上した。そして、昭和42（1967）年10月に厚生部厚生援護課に同和対策係を設置した。これは、昭和40（1965）年の同対審答申により同和行政の具体策を強力かつ速やかに実施に移すことが求められたことや、県下の差別発言事件の発生を契機に行政組織を整備したもので、その後昭和45（1970）年4月厚生部同和対策課に再編、昭和48（1973）年4月に総務部へ移管した。また、教育委員会においては、昭和47（1972）年に同和教育室を設置し、昭和50（1975）年に同和教育課に再編し、以来今日まで本県は同和行政に積極的に取り組んできた。

本県の今後の基本的方向を考えるにあたり、平成8（1996）年に国の地域改善対策協議会が行った最終の意見具申（地対協意見具申）をみると、「同和問題に対する基本認

識」の中で「同和問題は多くの人々の努力によって、解決に向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。」「昭和40年の同和对策審議会答申（同対審答申）の精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。」「同和問題は、過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。」と指摘し、「同和問題解決への取組みの経緯と現状」の中で「同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。」と指摘していることを受け、これらを本県の今後の基本的方向を検討する基礎とした。

また、地方分権の進む中、従来にも増して地方自治体の主体性が求められることから、本県の実態を把握するため、平成12（2000）年に「同和地区実態把握等調査」及び「同和問題についての県民意識調査」を実施した。

この結果をみると、同和地区の実態は、道路整備事業など住環境面を中心に改善されてきているが、「教育、就労、産業等」の面でなお、解決すべき課題が残っていること、また、県民意識調査の結果からも結婚差別など差別意識が現存し、差別発言や差別落書きなどの差別事象も依然発生していることなど、いまだ部落差別は解消されていない状況にあることは明らかである。

このことは、平成14（2002）年3月末をもって「特別措置法」が失効を迎えるが、「法」がなくなっても、部落差別が消えてなくなるものではないということを示している。

したがって、本県においては、「特別措置法」という「法」を根拠とした同和行政から、分権の時代にふさわしい地域の実情と課題に対応した、部落差別の実態を根拠とする同和行政を、今後推進していかなければならない。

そこで、本県の今後の施策を推進するにあたっては、平成8（1996）年の「地対協意見具申」で述べられているとおり、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではないこと、また、一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していくという認識で取り組まなければならない。

したがって、同和行政とは、部落差別をなくするためのいっさいの行政を意味していることから、今後引き続き「特別対策」で対応するものも、部落差別の解決のために「一般施策」を活用するものも、いずれも同和行政であり、同和对策事業となる。

さらに、「地対協意見具申」で述べられているとおり、「特別措置法」にもとづく「特別措置」から「一般施策」の活用へと移行する際は、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮しながら実施すべきと考える。

以上のことから、部落解放同盟鳥取県連合会の協力のもと差別の実態や残された課題を整理し、各種施策の方向性を検討し、「鳥取県同和对策推進協議会」の協議を経て、出張説明会や「人権尊重の社会づくり協議会」の開催、2度にわたるパブリックコメントの結

果を踏まえ、「鳥取県同和対策推進協議会」の最終協議の結果、本県においては『差別があるかぎり同和問題解決のために必要な施策について、適切に対応していく』こととし、今後も同和行政を積極的に推進していくものである。

また、今後の同和行政の推進にあたっては、平成8(1996)年に策定した「人権尊重の社会づくり条例」や、この条例に基づき平成9(1997)年に策定した「人権施策基本方針」、さらにこの「人権施策基本方針」を補完するため平成11(1999)年に策定した「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画」、並びに国が平成12(2000)年に施行した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や、これに基づき国が現在作成中の「基本計画」、さらに人権侵害に対する人権救済制度の創設に向けた動向等も踏まえながら推進していかなければならない。

同和行政は人権行政の原点であり、重要な柱である。

「人権」の世紀といわれる21世紀、人権尊重の社会づくりは本県においても重要な課題の一つである。

本県では、今後、これまでの同和行政の成果を踏まえ、これをさまざまな差別問題に対する人権行政へと発展させ、一層の推進を図るものである。

3 個別分野の基本的な方向

前記の基本的方向を受けて、今後の施策を6分野で以下のとおり取りまとめた。

また、個別事業については、別添『「今後の同和対策のあり方」関連事業』として整理しているが、施策の実施にあたっては、平成13年12月に取りまとめた『「鳥取県の今後の同和対策のあり方」ワーキンググループ検討結果報告書』を参考にするとともに、これらの施策が現時点におけるものであることから、施策の実施に当たっては状況に応じて的確に対応していくものとする。

なお、特別対策は、個別に終期及び見直し時期を設定するもの以外、差別の実態を踏まえながら、5年後の一般施策化等を目指すものとする。

住環境整備対策

現状(分析)

「平成12年度同和地区実態把握等調査」によると、住環境整備対策関係の主な状況は次のとおりである。

【住宅の状況】

地区内の住宅の保有状況は、「持ち家」83.1%、「県・市町村営賃貸住宅」13.8%となっており、県全体(平成10年住宅統計調査)と比較すると、「持ち家」は10.7ポイント高く、「県・市町村営住宅」は8.3ポイント高くなっている。

【道路の状況】

市町村道全体の改良率は、県全体61.7%に対し地区内79.0%と17.3ポイント、うち

生活に密着した幅員 5.5m未満の道路の改良率は、県全体 56.0%に対し地区内 76.2%と 20.2 ポイントそれぞれ高くなっている。

【下水道の状況】

地区内の下水道の普及率は、36.6%と県全体 50.9%を 14.3 ポイント下回っている。

これまでの同和対策の成果と今後の課題

主な住環境の整備状況を示す指標で、住宅関係と道路関係に関しては、同和地区の数値が県全体を上回るなど同和地区と周辺地区の較差は改善され、これまでの同和対策事業が一定の成果をあげている。

一方、下水道に関しては同和地区の普及率が県平均を下回っているが、これは市町村が処理の効率化を考え、人口の集中地域から整備を進めたことなどが理由と考えられる。

また、現在でもなお較差の残っている地区もあり、今後とも住環境に関する事業の着実な整備が必要である。

引き続き整備を必要とする住環境に関する概ねすべての事業について、既存の一般施策を活用することとなるが、事業主体である市町村の積極的な対応が求められる。

今後の施策の基本的な方向

概ねすべての事業が一般施策により対応が可能なことから、既存の一般施策を活用しながら、引き続き必要な整備を行う。

農林漁業対策

現状（分析）

「平成 12 年度同和地区実態把握等調査」によると、農林漁業対策関係の主な状況は次のとおりである。

【農家の専業・兼業】

専業農家が 12.2%、兼業農家が 86.8%となっており（ほか不明 1.0%）、前回調査の平成 5 年全国調査と比べ、専業農家が 0.3 ポイント、兼業農家が 0.4 ポイントそれぞれ減少した。

また、県全体（2000 年世界農林業センサス。以下同じ。）と比べ、専業農家が 2.1 ポイント少なく、兼業農家が 0.1 ポイント多い。

【経営耕地面積】

自作地及び借地なしが 1.7%、30 アール未満が 37.9%、30～99 アールが 50.8%、100 アール以上が 8.6%となっており、前回調査と比べ、自作地及び借地なしが 0.9 ポイント、30 アール未満が 2.0 ポイントそれぞれ増加し、30～99 アールが 0.8 ポイント、100 アール以上が 2.9 ポイントそれぞれ減少した。

また、県全体と比べ、30～99アールが15.6ポイント、100アール以上が23.7ポイントそれぞれ少ない。

【農業経営内容】

作物別では稲93.7%、野菜15.2%、果樹9.8%などとなっている。

また、過去1年間の販売額は、販売なしが43.9%、100万円未満が44.9%、100～499万円が8.4%、500万円以上が1.3%となっており、前回調査と比べ、販売なしが10.6ポイント増加し、100万円未満が8.0ポイント、100～499万円が3.2ポイント、500万円以上が0.2ポイントそれぞれ減少した。

なお、販売額は県全体と比べ、販売なしが38.4ポイント多く、100万円未満が17.8ポイント、100～499万円が14.6ポイント、500万円以上が7.5ポイント少ない。

【農業施策の利用状況】

地域改善対策として行った補助事業48.5%、農業改良普及員の指導21.1%、営農等相談員の指導18.0%などとなっており、前回調査と比べ、それぞれ15.1ポイント、8.9ポイント、6.0ポイント減少した。

【今後希望する経営規模】

現状のままでよいが88.1%、経営規模を縮小するが7.1%、経営規模を拡大するが2.0%となっている。

【今後の農業経営のあり方と指向する経営内容】

現状のままでよいが81.0%、機械化・省力化を指向するが7.8%、機械・施設の共同利用により協業化を指向するが6.6%などとなっている。

平成13年に農林水産部が実施した同和地区における農業生産・生活環境基盤の状況及び営農実態に係る実態調査結果によると、主な状況は次のとおりである。

- ア 1戸当たりの経営規模は小さく、農業での自立が困難。農家後継者はいるものの、農業後継者は育ちにくい。
- イ 農業施設(農機具保管庫、共同作業所等)の老朽化
- ウ 農業機械の自力更新が困難
- エ 転作への対応が困難
- オ 農家の高齢化、農業情勢の悪化による施設の遊休化

これまでの同和対策の成果と今後の課題

農業基盤・農業近代化施設の整備や農家の負担軽減などの施策によって、生産性の向上、転作にも対応できる水田の改良、集団転作が促進され、対象地域の農林業の維持、振興に役立った。

しかしながら、現状維持や離農する農家もあり、集落や農家個々の営農意欲に差が生じている。

今後とも、意欲的に農業に取り組む農業者や集落に対して重点的な支援が必要である。

今後の施策の基本的な方向

本県の農業は、地域、作目ごとに栽培条件や課題が大きく異なっている。

本年度農林水産部が実施した営農等実態調査結果から見ると、同和地区においても、個々の集落で事情が違う。

したがって、今後の同和対策は、

集落の中で話し合いを進め、集落ごとに将来像を描いた活性化プランを作成

その上で、地域の実情に応じた条件整備（ハード事業）を一般施策の活用を基本として実施する仕組みを検討する。

ただし、採択要件、補助率などについては、地域の実態に合わせ適切な配慮を行う。

検討に当たっては、市町村の意見を十分に聞きながら進める。

就労・中小企業対策

現状（分析）

「平成12年度同和地区実態把握等調査」によると、就労・中小企業対策関係の主な状況は次のとおりである。

【就労状況】

有業者を産業分類別にみると、「建設業」30.7%、「製造業」18.1%、「サービス業」16.2%の順となっている。「建設業」は県平均（平成9年就業構造基本調査）10.8%の2.8倍となっている。

年齢階層別にみる有業率は、前回調査の平成5年全国調査と比較すると「30歳以上」はすべて下回っているが、逆に「15～19歳」は3.0ポイント高くなり21.3%となっている。また、県平均（平成9年就業構造基本調査）と比較すると「40歳以上」はすべて下回っているが、「15～19歳」は9.1ポイント高くなり21.3%となっている。

就労形態をみると、「雇用者」のうち「常雇」58.0%、「臨時雇」9.3%、「日雇」8.0%となっている。前回調査と比較すると、「雇用者」は1.7ポイントの減少、「常雇」は5.5ポイントの減少、「臨時雇」は3.6ポイントの増加、「日雇」は0.2ポイントの増加となっている。全国平均（平成9年就業構造基本調査）と比較すると、「雇用者」は1.1ポイント低く、「常雇」は8.7ポイント低く、「臨時雇」は1.8ポイント高く、「日雇」は5.8ポイント高くなっており、全国平均に比べ、「臨時雇」、「日雇」の不安定就労の比率が高い。

【収入状況】

過去1年間の収入（収益）をみると、「50万円未満」が8.4%（前回調査5.8%）、
「50～99万円」が8.3%（前回調査6.7%）、「100～149万円」が11.5%（前回調査16.2%）
「150～199万円」が12.6%（前回調査15.3%）など「200万円未満」の合計は40.8%

(前回調査 44.0%) を占めており、「1,000 万円以上」は 0.7% (前回調査 0.7%) となっているが、「500 万円以上」は 8.7% (前回調査 5.7%) となっている。

区分別でみると「200～249 万円」の 14.7% が最も高いのに対し、全国平均(平成 9 年就業構造基本調査)では、「300～399 万円」の 13.6% が最も高くなっている。前回調査と比較すると、収入(収益)階層の構成割合は、「400 万円以上」と「99 万円以下」の階層で増加した一方、「100～399 万円」の階層で減少している。

【転職希望】

有業者の転職希望理由で比率の高いのは、「収入が少ないから」が一番多く 35.8% (前回調査 31.6%)、次いで「一時的な仕事だから」18.2% (前回調査 13.4%)、そして「将来性がないから」13.4% (前回調査 18.2%)、「時間的・肉体的に負担が大きいから」11.6% (前回調査 13.9%) などが続いており、この 4 つの理由で 79.0% (前回調査 77.1%) を占めている。

これを、全国平均(平成 9 年就業構造基本調査)と比較すると、全国平均で一番多かった「収入が少ないから」24.0% より県内同和地区は 11.8% 高く、次いで全国平均第二位の「時間的・肉体的に負担が大きいから」22.1% より県内同和地区は 10.5% 低くなっている。

【事業経営】

農林水産業以外の事業経営を行っている世帯は、15.2% であり、前回調査と比べ 2.2 ポイント減少している。

業種別にみると、「建設業」が 53.4% と最も高く、次いで「サービス業」14.5%、「製造業」7.6% となっており、県平均(平成 11 年事業所統計調査)と比較すると、「建設業」は約 5 倍に、「サービス業」は約 2 分の 1 に、「製造業」はほぼ同じになっている。また、「卸売業」「小売業」「飲食店」の三つの合計は、12.9% であり、県平均(平成 11 年事業所統計調査)と比較すると 3 分の 1 以下であり、前回調査と比較すると 4.8 ポイント低くなっている。

事業経営の組織別にみると、「個人経営」65.5%、「有限会社」27.5%、「株式会社」5.0% となっている。県平均(平成 11 年事業所統計調査)と比較すると、「有限会社」は 6.4 ポイント高いが、「個人経営」は 13.9 ポイント低く、「株式会社」も 12.5 ポイント低くなっている。

これまでの同和対策の成果と今後の課題

就労・中小企業の状況はその時々々の景気等に左右される部分も大きく、現在の長引く不況下であって、大きくは改善が進んでいない。

しかしながら、同和地区中小企業特別融資、特定新規学卒者就職促進奨励金などは各年度一定規模の需要があり、事業主・新規学卒者を下支えしてきており、経営指導員・企業人権啓発相談員等のきめ細やかな活動は、住民・事業主から期待されているところである。また、専修学校等奨学資金は実践的な専門知識・技術を身につけ、就業機会を拡大する施策として利用率は高く、今後の就労状況の改善にもつながるものと考えられる。

以上のように、これらの施策はそれぞれ一定の役割を果たしているが、完全に較差が解消されたとはいえない状況である。特に近年の激動する経済・雇用情勢の中で、その時々
の課題に的確に対応するよう施策を見つめ直し、較差是正につなげていく必要がある。

今後の施策の基本的な方向

現状、成果等を踏まえ、同和問題解決のために特別対策の継続が必要と考えられる施策
については継続し、既に一般施策に移行しているもの及び平成14年度から一般施策に移
行するものに関しては、対象地域の実情を十分に考慮しながら的確に対応していく。

経済・雇用情勢の変動の激しい現状から、今後、必要に応じてそれぞれの施策の評価等
を行い、較差の早期解消に向けて努力していく。

社会福祉対策

現状（分析）

「平成12年度同和地区実態把握等調査」によると、社会福祉対策関係の主な状況は次
のとおりである。

【隣保館の利用状況等】

周辺地域を含めた地域社会全体の中で、人権啓発等の住民交流の拠点となる開かれた
コミュニティーセンターとして、県内に36の隣保館が設置されている。

隣保館の利用状況は、利用が「有」とする割合が69.1%と前回調査の平成5年全国調
査と比較して5.0ポイント低くなっている。

利用内容は「地域住民の諸集会、会議等」が56.9%で最も多く、前回調査と比較する
と「クラブ活動、教養講座、サークル活動」の割合が27.3%と唯一高くなっている。

【父子・母子世帯】

父子・母子世帯の割合は、2.1%となっており、前回調査と比較すると0.6ポイント低
く、県全体（平成10年度国民生活基礎調査）と比較すると0.5ポイント高くなってい
る。

【高齢化率】

65歳以上の人口の割合は、19.6%であるが、同和地区を有する市町村の割合21.5%
と比較すると1.9ポイント低い。

また、75歳以上の人口の割合は、7.0%であるが、同和地区を有する市町村の割合
9.5%と比較すると2.5ポイント低くなっている。

【住民の健康状態】

住民の健康状態について前回調査と比較すると、「健康と思っている者」の割合は高
く、「入・通院、入・通所していない者」、「身体介護を要しない者」の割合は低くな

っている。

しかし、県内及び全国調査（平成10年度国民生活基礎調査）と比較すると、「健康と思っている者」、「身体介護を要しない者」の割合が低くなっており、「入・通院、入・通所していない者」の割合が高くなっている。

ア 健康の状況

「健康と思っている者」の割合

・ 6歳以上 83.5% (前回 82.7%・全国 86.4%)

・ 65歳以上 57.0% (前回 52.1%・全国 73.9%)

イ 入通院の状況

「入・通院、入・通所していない者」の割合 73.6% (前回 75.7%・全国 69.3%)

ウ 身体介護

「身体介護を要しない者」の割合 95.9% (前回 97.7%・県内 98.7%)

【生活保護率】

生活保護率は16.0%で、前回調査と比較すると1.3ポイント高くなっており、報告市町村全体の5.7%の約2.8倍となっている。

【公的年金の加入状況】

公的年金に加入している者は63.9%となっており、前回調査と比較すると8.0ポイント、全国平均65.0%と比較して1.1ポイント低くなっている。

【身体障害】

身体障害有との回答が5.0%で前回調査と比較すると0.2ポイント低くなっているが、身体障害者手帳「有」の者は4.1%で平成9年度身体障害（児）者実態調査の県平均と比較すると0.9ポイント高くなっている。

これまでの同和対策の成果と今後の課題

前記の各種調査結果からも同和問題等への課題が表れているが、これらの問題に対処するために保育所に対する保育士の加配、隣保館等への健康管理運動器具の整備、同和対策に係る県税の特別措置など各種施策を実施し、さらに、隣保館、児童館、老人憩の家の施設整備を行うとともに、施設を活用した活動が行われてきたところである。

【隣保館に関する事業】

地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点施設として、施設整備を図るとともに、隣保館の運営費や生活相談員の設置に対し助成を行うなど、隣保館活動の充実強化を進めてきた。今後、地域におけるコミュニティーセンターとして活動していくため、メニュー事業や既存の一般施策の積極的な活用が求められている。

隣保館は、福祉の拠点施設としての役割を担うものであり、その整備を積極的に進めているが、建築後相当期間が経過し、施設の老朽化やバリアフリー化等が必要な施設が依然多い。このため、増改築、大規模修繕等への対応が今後とも必要となる。

生活相談員設置事業については、地域の相談ニーズが従来にも増して多種多様になっており、専門的相談内容に対応できる知識を有し、住民が安心して相談できる生活相談員の果たす役割は大きい。

【児童福祉に関する事業】

保育の重要性から保育所への保育士の加配により、対象児童の処遇向上に寄与している。引き続き、補助対象となる保育所には保育士の加配が行われるよう市町村へ働きかけていく。

児童館については、整備計画のあった施設の整備は完了している。今後、施設の老朽化による修繕等が課題となる。

【高齢者福祉に関する事業】

高齢者の心身の健康増進等のため、市町村から要望のあった老人憩の家の整備は全て完了した。今後は、施設の活用や修繕に対する対応が課題となる。

【健康増進に関する事業】

地域住民の健康増進のため、隣保館等に健康管理運動器具を整備し、クラブ活動や健康教育等での活用により、住民の健康増進に寄与しているが、未整備施設があり、事業継続の要望がある。

【県税の特別措置】

部落解放同盟の活動や個人の住宅の取得を税制面から支援することにより、地域住民の福祉の向上及び住環境整備の促進等に一定の効果があった。

今後の施策の基本的な方向

既に一般施策に移行されているもの及び平成14年度以降、特別対策を一般施策で行うものに関しては地域の実情等を考慮し、今後も積極的に施策の充実を図り、隣保館や児童館、老人憩の家等の福祉施設を有効に活用しながら、施策を推進していく必要がある。

なお、いうまでもなく隣保館、児童館、老人憩の家は地方自治法に規定する「公の施設」であり、その設置運営主体は市町村である。このことから市町村は、その管理運営にあたっては、地域の実情に即した、福祉の向上や人権啓発のための「住民交流の拠点」となる地域社会に密着したコミュニティーセンターとして、周辺住民を含めて地域住民が利用できるよう、各市町村においてそれぞれの施設にふさわしい内容と方法によって主体的に取り組むことが望まれる。

また、現状、成果等を踏まえ、同和問題解決のために特別対策の継続が必要と考えられる施策については、今後も継続する。

教育対策

現状（分析）

「平成12年度同和地区実態把握等調査」等によると、教育対策関係の主な状況は次のとおりである。

【中学校卒業生・高等学校卒業生の進学率の推移】

県内同和地区の中学校卒業生の進学率は、昭和43年度では、県全体と23.0ポイントの較差があったが、平成11年度では、同和地区91.8%に対し、県全体95.2%と3.4ポイントの較差となっている。

県内同和地区の高等学校卒業生の進学率は、昭和53年度では、県全体と23.4ポイントの較差があったが、平成11年度では、同和地区27.8%に対し、県全体38.0%と10.2ポイントの較差となっている。

< 参考 >

- ・同和地区生徒の進級できなかった生徒の割合は、県全体よりも高い。
- ・同和地区生徒の中途退学者の割合（私立も含む）は、年度による変動があるものの県全体よりも高く推移している。（平成12年度：同和地区4.1%、県全体2.7%）

【最終学歴の状況】

15歳以上の世帯員の最終学歴状況をみると、最も多いのは「初等教育終了」の47.2%、次いで「中等教育終了」の40.8%、「高等教育終了」の7.0%と続き、「不就学」は1.8%となっている。これを前回調査の平成5年全国調査と比較すると、「初等教育終了」で3.2ポイント低くなり、「中等教育終了」で3.6ポイント高くなり、「高等教育終了」は7.0%で変化はなく、「不就学」で2.2ポイント低くなっている。

また、年齢階層別最終学歴状況をみると、「初等教育修了者」の割合は50歳以上で過半数を超え、「不就学」の割合は60歳以上で1%を超え、80歳以上では16.6%まで上昇している。

【国公立・私立別の就学状況】

国公立・私立別の就学状況をみると、「高等学校」の卒業生は「国公立」72.0%、「私立」26.8%で、「大学」の卒業生は「国公立」34.5%、「私立」64.7%となっている。これを前回調査と比較すると、「高等学校」の卒業生は「国公立」は3.2ポイント低くなり、「私立」は3.2ポイント高くなり、「大学」の卒業生は「国公立」は7.7ポイント高くなり、「私立」は8.5ポイント低くなっている。

【在学者の進学奨励資金の借入状況】

県進学奨励資金を借り入れている在学者のうち県内在住者は、「高等学校」41.0%、「高等専門学校」40.7%、「短期大学」45.5%、「大学」55.0%となっており、前回調査と比較し、「高等学校」21.9ポイント、「高等専門学校」16.4ポイント、「短期大学」

34.5ポイント、「大学」11.7ポイントそれぞれ減少となっている。なお、「国公立」と「私立」の内訳をみると、「私立」はすべての学校において減少しているのに対し、「国公立」は「高等学校」のみ減少し、「高等専門学校」、「短期大学」及び「大学」はすべて増加している。

県進学奨励資金を借り入れている在学者のうち県外転出者は、「高等学校」27.3%、「高等専門学校」45.5%、「短期大学」26.3%、「大学」47.4%となっている。

【教育委員会、教育集会所主催事業の実施状況】

平成11年度の教育委員会、教育集会所主催の事業は、74地区において、教育集会所、隣保館、児童館などの施設で行われている。事業内容別にみると、事業実施地区の多い順に「学級・講座等の開設」55地区、「集会・大会等の開設」45地区などとなっている。

事業への参加人員をみると、延べ135,128人となっており、参加人員の割合は「学級・講座等の開設」が65.5%で最も多くなっている。

これまでの同和対策の成果と今後の課題

県教育委員会では、「同対審答申」の精神に基づいて人権尊重の教育を徹底し、部落差別をはじめ、すべての偏見や差別を積極的に解消する人間を育成するための「鳥取県同和教育基本方針」を定め、同和教育の推進に努めてきた。

しかしながら、依然として差別事象が発生しており、平成12年度県民意識調査の結果からも依然として根深い差別意識の存在が認められている。また、家庭の経済的な問題や学力及び進学率の較差の問題、同和地区住民の教育・文化の推進等の解決すべき課題が残されている。

今後の施策の基本的な方向

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）では、「人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。」とし、その基本理念を「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」としている。そして、「国は、人権教育及び人権啓発の基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とし、地方公共団体についても、「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としている。

また、「地対協意見具申」で「差別意識の解消のために教育及び啓発の果たす役割は極めて大きく、これまでの様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。」と

述べられているように、現行の教育関係事業を見直すにあたっては、これまでの事業の成果が損なわれないよう留意するとともに、同和地区児童生徒の学力向上及び同和地区住民の教育・文化の一層の充実が図られなければならない。同和問題の早期解決に向けて、今後とも、就学前教育をはじめ、学校同和教育・社会同和教育を推進していくものとする。

教育・啓発

現状（分析）

【施策の背景】

本県における同和問題の教育・啓発については、昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定されて以来、部落差別をなくするために、各種の啓発活動に取り組み、また、昭和50年に「鳥取県同和教育基本方針」を制定し学校・社会教育現場などにおける同和教育に取り組んできた。しかし、積極的な啓発への取組の反面、課題も生じてきており、啓発の条件整備に資するため、平成6年に「鳥取県同和问题啓発方針」を策定した。

また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の教育・啓発としては、第7次鳥取県総合計画（計画期間：平成8年度～平成12年度）の主要事業の1つに「人権が尊重される社会づくり」を掲げ、平成8年に制定した「人権尊重の社会づくり条例」に基づき、平成9年に「人権施策基本方針」を策定した。その後、この「基本方針」の教育・啓発のあり方を補完する形で「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画」を平成11年に策定した。なお、平成13年度には、教師用指導書「人権・同和教育の指導のあり方」を作成中である。

なお、国においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第7条に基づき、平成13年度中に基本的な計画を策定することとなっている。本県は、「人権施策基本方針」及び「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画」を人権教育・啓発の基本計画と位置づけており、国の策定する基本的な計画と比較して不十分な点があれば見直すこととしている。

【県の取組状況】

平成13年度における県の教育・啓発事業は、別添のとおりである。また、市町村や地域、学校のPTAや企業、その他いろいろな団体などにおいても教育・啓発の活動がなされている。

【差別事象の状況】

過去5年間の県内の差別事象の状況（県同和对策課に報告があったもの）は、次の表のとおりである。

県内の同和問題等に係る年度別差別事象発生件数（報告分）H13.12.20 現在

年度	件数	差別事象の内容					
		結婚	就職	発言	落書	投書	その他
9	12	-	-	2	9	-	1
10	16	-	-	9	5	1	1
11	17	-	-	10	4	-	3
12	26	-	-	14	10	1	1
13	4	-	-	1	2	1	-
合計	75	-	-	36	30	3	6

結婚や就職の差別については、個人プライバシーの問題もあり事象としての報告がされにくい。しかし、結婚については、結婚式が出来ない、一方の親族が出席しない、親戚づきあいが出来ないなどの実態もあるほか、就職については、面接時点の違反質問などがいまだ後を絶たない。なお、結婚差別について平成12年に実施した「同和問題についての県民意識調査」（以下、「意識調査」という）で見ると、「結婚について同和地区出身であることが不利な条件になっていると思う」の回答は、約半数の47.3%に上り、まだまだ差別が存在する。

また、差別事象を発生状況別に見てみると、落書きと学校現場での発言が非常に多いことがわかる。

県内の同和問題等に係る発生状況別差別事象発生件数（報告分）H13.12.20 現在

区分	件数	差別事象の内容					
		結婚	就職	発言	落書	投書	その他
企業・団体・市民	8	-	-	6	-	-	2
落書き・投書	27	-	-	-	22	3	2
教育現場	34	-	-	28	5	-	1
その他	6	-	-	2	3	-	1
合計	75	-	-	36	30	3	6

最近の落書きの特徴としては、公然と人目に触れる場所への悪質な内容の落書きが多くなってきている。学校現場での発言は、人とふざけたり喧嘩をするなかで相手をちゃかしたり、脅し攻撃したり、蔑むために賤称語を利用するなどの状況が多くなってきている。

【生活実態調査結果による人権侵害されたときの対応状況】

「人権侵害されたときの対応」は、「黙って我慢した」が一番多く44.3%、「身近な人に相談」27.6%、「相手に抗議」22.3%となっている。人権相談の専門的機関でもある「法務局又は人権擁護委員」、「弁護士」に相談したとした人は、1%に満たない。早

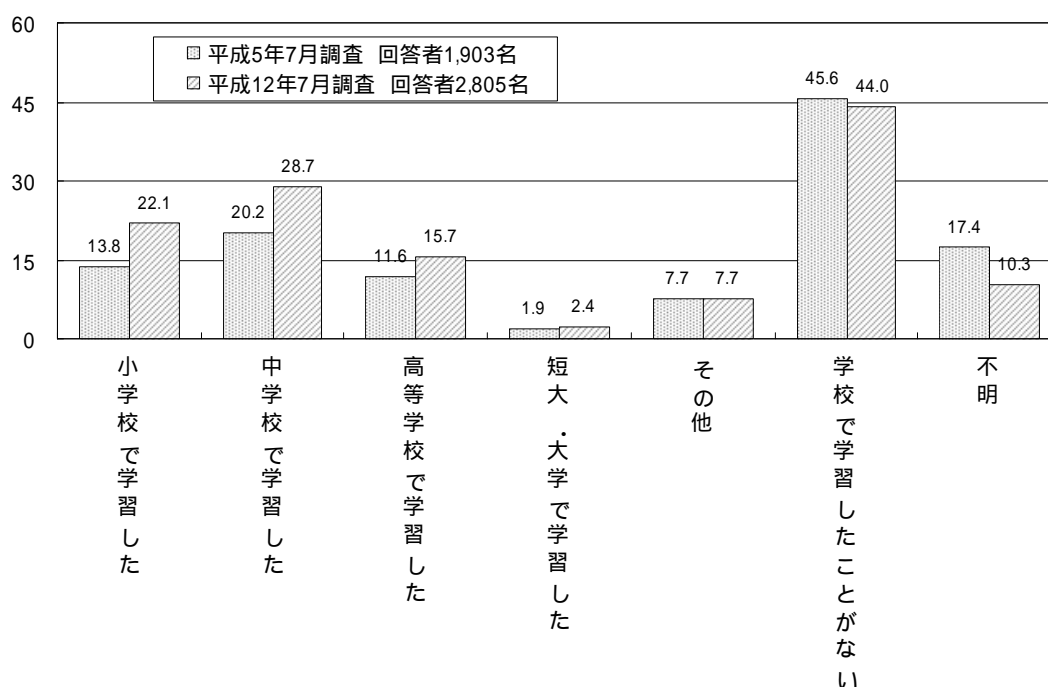
急な相談窓口の整備が必要である。侵害の内容別に見ると、「結婚」では、「身近な人に相談」、それ以外では「黙って我慢した」が一番多い。

【意識調査結果】

ア 教育

「学校教育の中で同和問題について学習したことがありますか」という問いに対して、全体の回答（表1参照）は、小学校で学習したが22.1%、中学校で学習したが28.7%、高等学校で学習したが15.7%、短大・大学で学習したが2.4%であった。

表1 同和教育の学習状況（%）



その中で、小学校で同和教育を受けたとする人（表2参照）は、40歳以降で大きく減少している。同和教育としての多くの取り組みが始まったのが約25年前であることがわかる。また、どの年代にも同和教育を受けたとする人があることから、先駆的に取り組んだ教師が存在したことが伺える。

また、20歳～24歳の年齢層では、小学校で同和教育を受けたのが89.6%、中学校で同和教育を受けたのが88.5%、高等学校で同和教育を受けたのが60.4%、短大・大学で同和教育を受けたのが9.4%であった。

学校同和教育を受けた人たちが、同和教育を学んだ感想（表3参照）は「部落差別が不合理であり、許されないものであることが理解できた。」とするものが58.5%、「部落差別以外のいろいろな差別に気づくようになった」が49.1%でおおむね好意的に受け止められている。しかし、「部落差別をなくすために何かしなければならないと思った」が18.0%しかなく行動化につながっていない。また、「あまり理解できなかった」が12.4%、「自分には関係ないと思った」が5.8%あり、理解していない人がいる。

表2 年齢階層別、同和教育の学習状況(%)

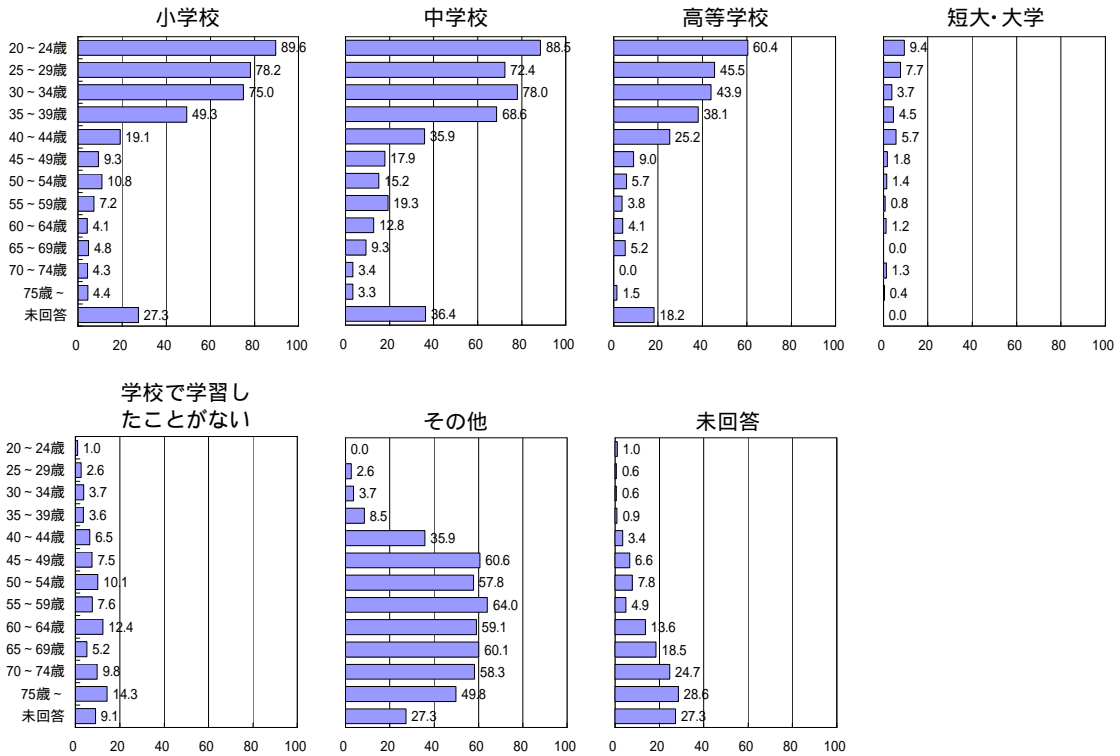
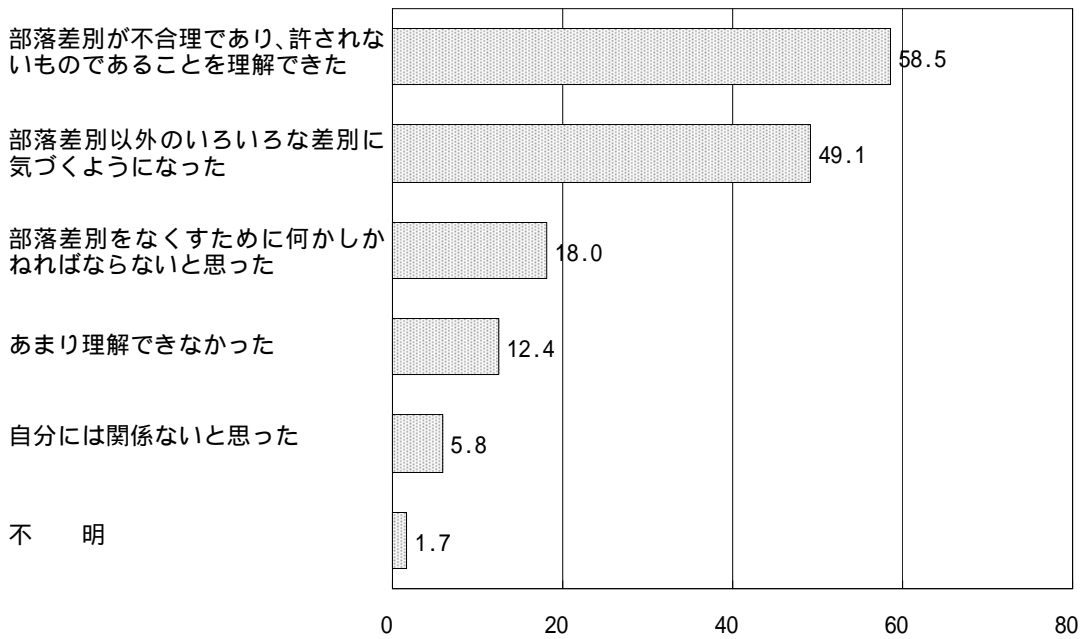


表3 同和教育の感想(%)



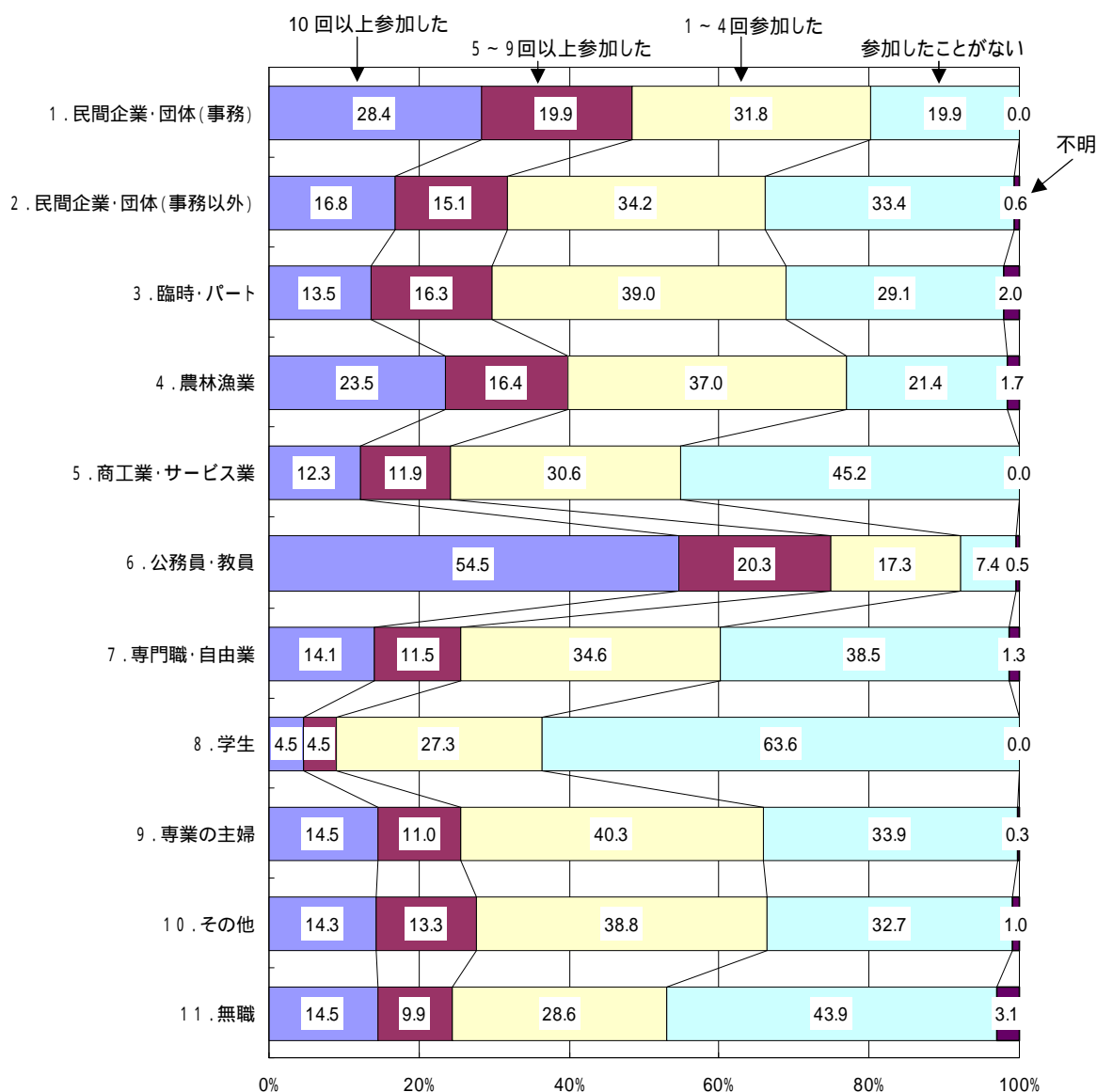
イ 啓発

a 講演会・研修会

講演会・研修会の参加状況は、「講演会・研修会に参加したことがない」の回答は32.4%で、前回（平成5年）の36.7%、前々回（昭和63年）の41.7%と比べると減ってきている。

また、職業別に「参加したことがない」を多い順（表4参照）に見ると、学生が63.6%、商工業・サービス業が45.2%、無職が43.9%である。なお、公務員・教員においても7.4%が参加したことがない。

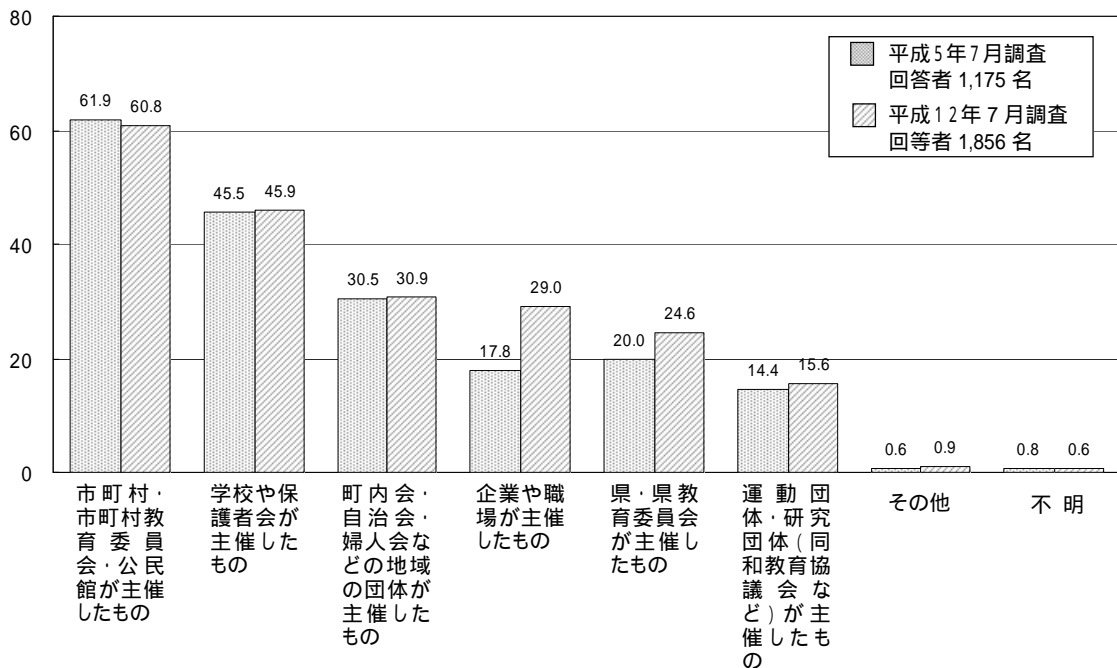
表4 職業別、講演会・研修会への参加状況（%）



「講演会・研修会へ参加しなかった理由」を見ると、「そのような講演会・研修会があることを知らなかった」が一番多かった。また、「知っていたが参加する気がなかった」「自分には関係ないと思い、参加しなかった」が、前回調査より増えている。年齢別に見ると、40歳未満で「知らなかった」が、半数以上となっている。

「主催者別参加状況」（表5参照）を見ると、「市町村・市町村教育委員会・公民館が主催したもの」が最も多く、ついで「学校や保護者が主催したもの」、「町内会・自治会・婦人会などの地域の団体が主催したもの」の順である。「県・県教育委員会が主催したもの」は5番目であった。開催回数そのものの多少があるので単純には言えないが、身近で開催されている講演会や研修会に多く参加されている傾向があることを示している。これは、年齢階層別に見てもその傾向がある。また、職業別に見ると、民間企業・団体（事務）では「企業や職場が主催したもの」が最も多く、それと公務員・教員と学生で「県・県教育委員会が主催したもの」が2番目に多くなっている以外は、やはり身近で開催されているものに多く参加されている。

表5 主催者別参加状況（％）



「講演会・研修会への参加の感想」を見ると、上位は「他の差別問題についても考えるようになった」「部落差別が何かということがわかった」「差別への厳しさ」と怒りを感じた」となっており、肯定的に受け止められている。そんな中、年齢別に見ると、残念なことに50歳以上で「こうした講演会・研修会が開かれることが差別を助長することになり、問題だと思った」が3番目に多くなっている。また、職業別では、商工業・サービス業で「差別を助長することになり、問題だと思った」が2番目に多くなっており、否定的に受け止められている。

講演会・研修会の効果として「参加状況」と「冠婚葬祭の日柄（六曜）への配慮」（表6参照）、「参加状況」と「子どもの結婚相手の身元調査」（表7参照）のクロス集計を見てみると、「参加回数」が多くなるほど六曜や身元調査に否定的意見が多くなり、また、「参加状況」と「部落差別解消への意欲」（表8参照）、「参加状況」と「同和地区や同和問題についての考え方」（表9参照）のクロス集計を見てみると、「参加回数」が多くなると「積極・共感的」回答が多くなる。また、「参加回数」が多くなると、「自然解消論」も少なくなる。しかし、「10回以上参加」でも、「自然解消論」がある。

表6 参加状況と冠婚葬祭の日柄（六曜）への配慮の関連（％）

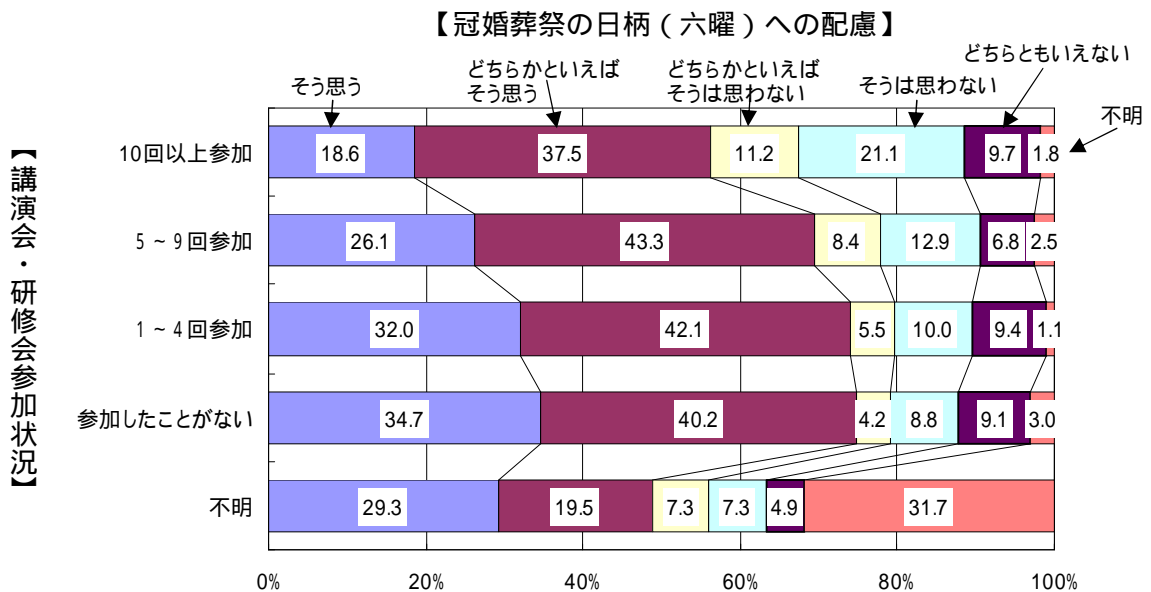


表7 参加状況と子どもの結婚相手の身元調査の関連（％）

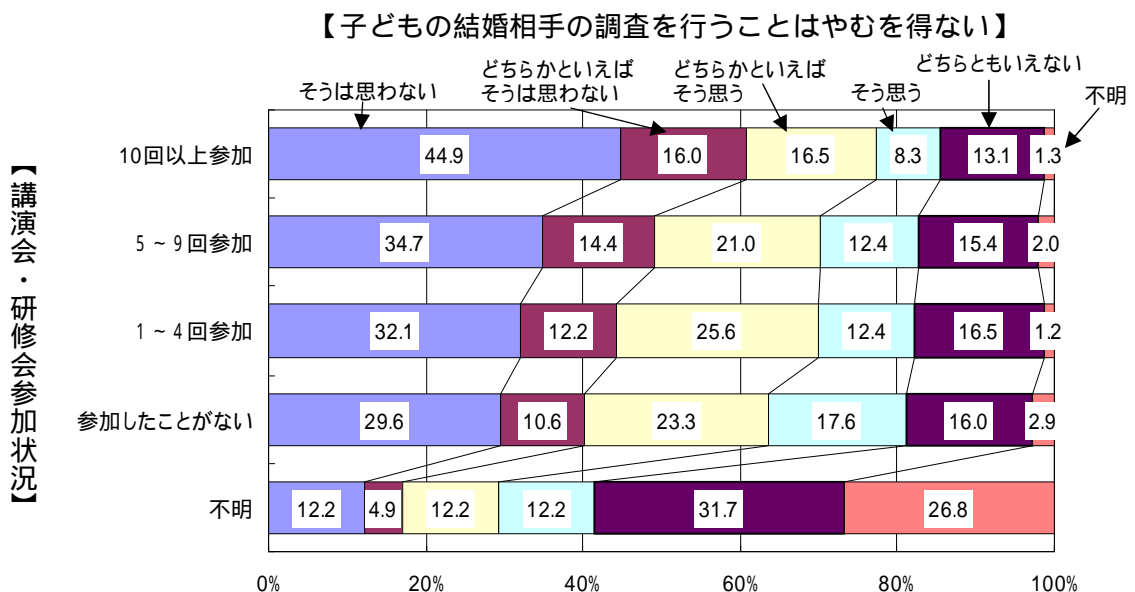


表8 参加状況と部落差別解消への意欲の関連（％）

【部落差別をなくすために真剣に取り組みたい】

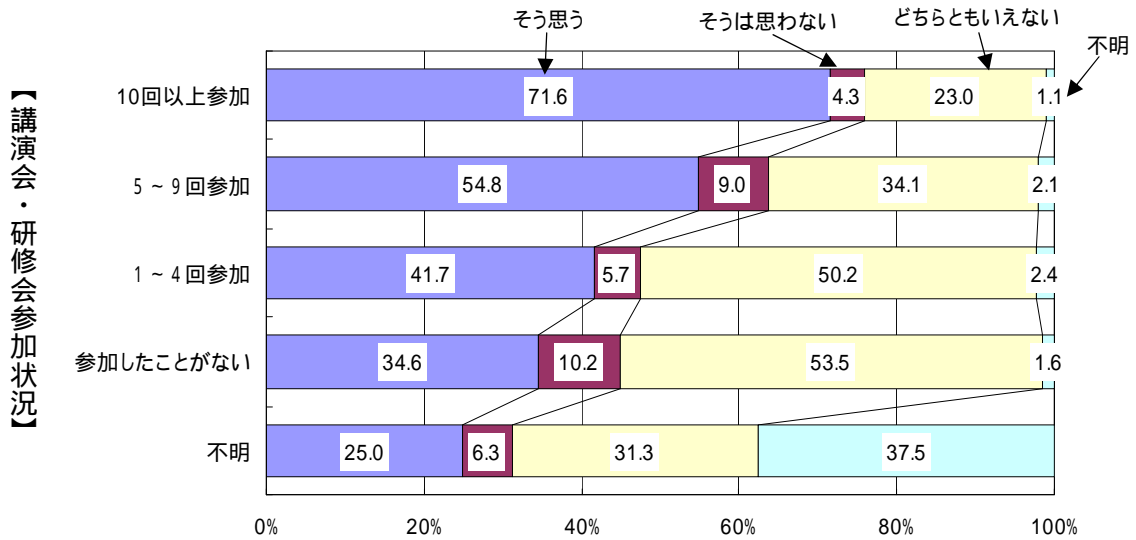
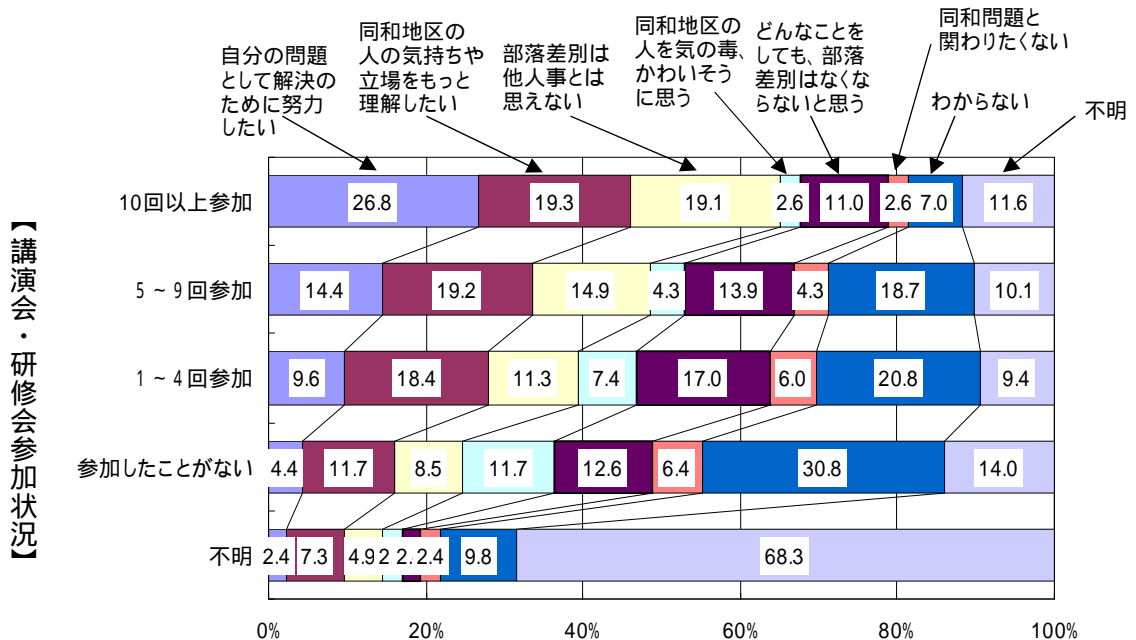


表9 参加状況と同和地区や同和問題についての考え方（％）

【同和地区や同和問題についての考え方】

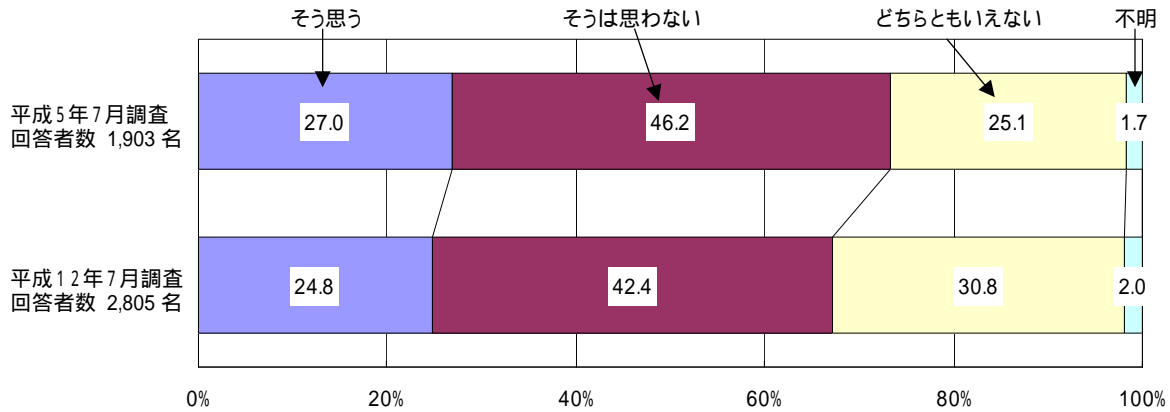


b その他の啓発事業

部落差別の存在認識（表10参照）では、「今の時代に、部落差別は、もはや存在するはずがない」に「そう思う」とした回答が24.8%と約4分の1に上り、年齢が高くなるほどそうした認識が多くなる。

表10 部落差別の存在認識（%）

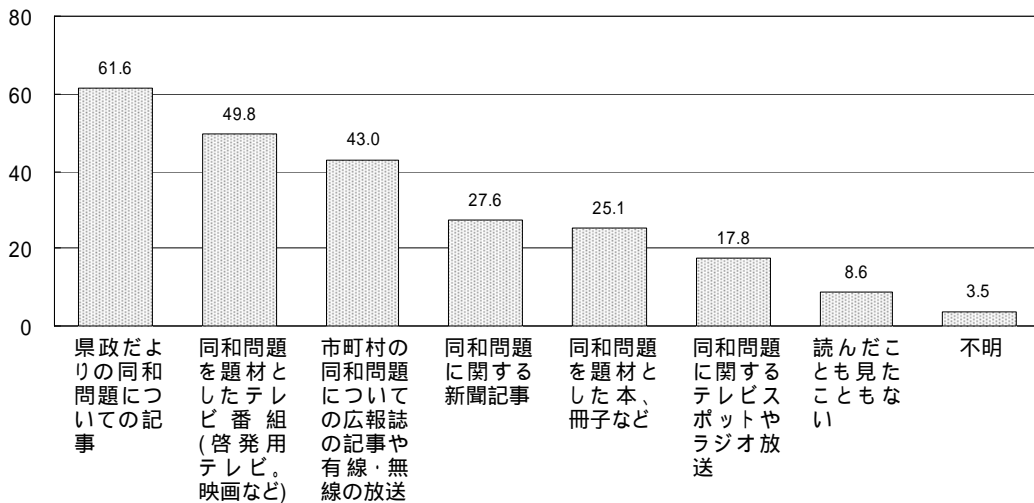
【問：今の時代に部落差別はもはや存在するはずがない】



「県の行ってきた同和対策事業についての評価」で、「どんなものであるか知らない」「なぜ行われているのかわからない」としたものが28.6%ある。

同和問題についての情報の入手方法（表11参照）は、「県政だより」「テレビ番組（啓発用ビデオ、映画）」「市町村広報」の順になっている。2番目に多い「テレビ番組（啓発用ビデオ、映画）」には、研修会などで使用されたビデオなども含まれていると考えられるが、年代別に見ると、45歳未満では、「テレビ番組（啓発用ビデオ、映画）」、45歳以上では、「県政だより」が最も多い。

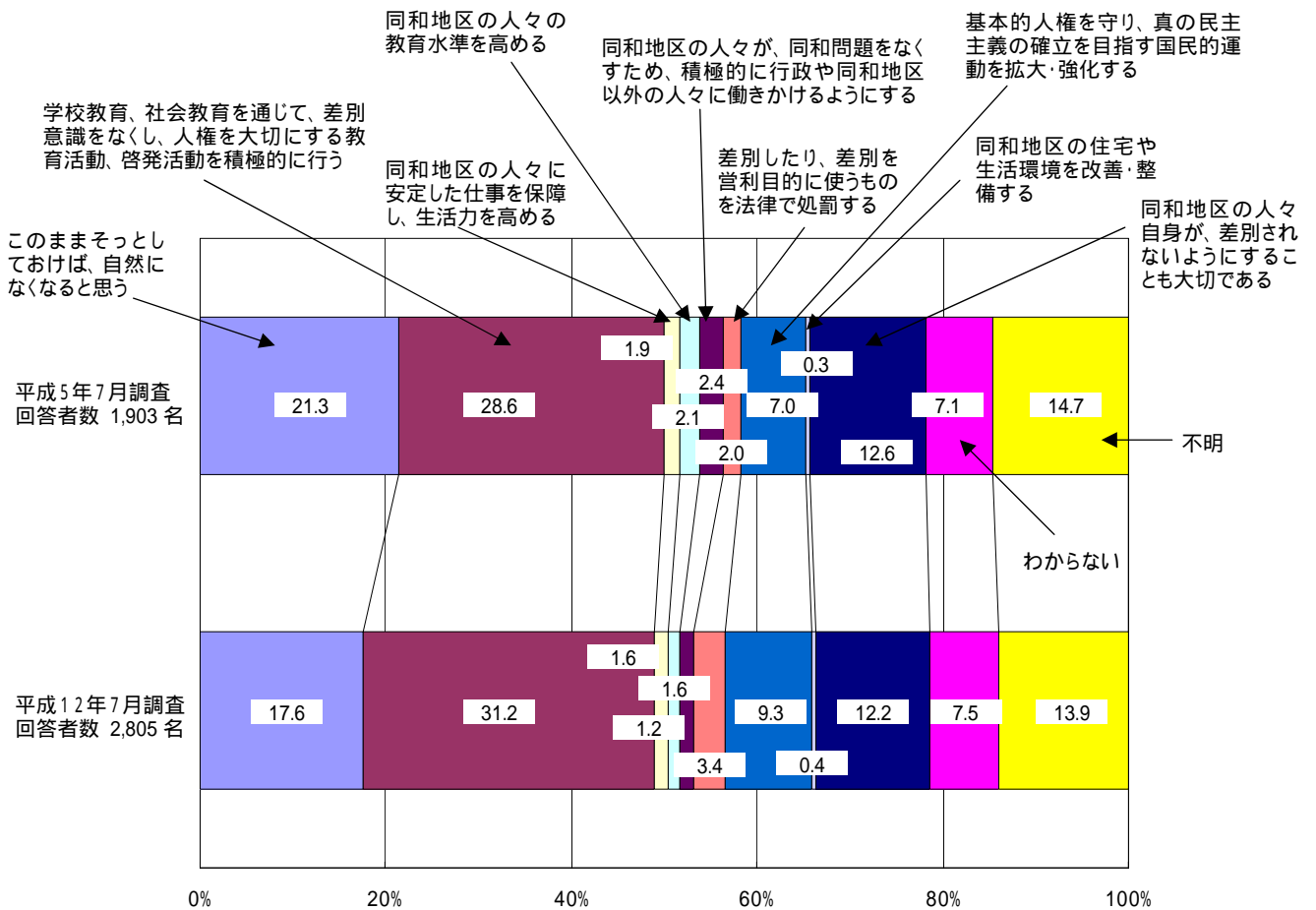
表11 啓発媒体別の情報収集度（%）



「今後の啓発活動についての意見」は、「もうこれ以上啓発活動は必要ない」との回答が、22.3%ある。年齢別では、45歳以上で「これ以上必要ない」が20%を越えている。

「同和問題解決のための意見」（表12参照）については、全体の傾向は、前回調査と変わらない。「自然解消論」がわずかに減り、「教育・啓発活動」が幾分増えた。また、職業別に見ると、民間企業・団体（事務以外）、農林漁業、商工業・サービス業に「自然解消論」が多い。

表12 同和問題の解決についての意見（第1位回答）



【「県民の意見」等募集結果】

10月11日から31日の期間を設け、差別をなくすためにはどのような施策が必要なのか県民から意見を募集した結果、519通の意見があり、項目別に整理すると、1,795件に及んだ。そのうち、教育・啓発についての意見は135件あり、すべて教育・啓発は今後最も重要な課題であり、今まで以上に積極的に進めていくべきとする意見であった。

また、12月14日から1月8日に行った「今後の同和対策のあり方」関連事業の素案に係る県民からの意見募集結果では、80通、項目別で400件の意見があり、そのうち、教育・啓発についての意見は45件あり、全体に対する割合では、前回の7.5%から11.3%に増えている。

これまでの同和対策の成果と今後の課題及び今後の施策の基本的方向

教育・啓発は、『従前の同和教育・啓発の中で培われてきた成果を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱として、人権教育・啓発に再構築して推進していく』と、平成8年5月「地対協意見具申」で指摘、同年7月閣議決定されているところであり、また、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第5条に『地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。』と、明記されている。

よって、同和問題の教育・啓発は、すべての県民の差別意識解消・人権意識の向上・自己実現に向け、差別が現存する限り当然積極的に推進しなければならないものである。

平成13年度に対して平成14年度に県が実施を検討している教育・啓発事業は、別添のとおりである。今後も、講演会・研修会や啓発イベントなどは課題やニーズ、対象者の違いなどにより最適な方法で実施する。

【教育】

意識調査の結果（表2参照）から、

学校同和教育は積極的に取り組まれ成果が現れているが、理解できていない子どもたちもいるので、すべての子どもたちに理解できる同和教育のあり方について考える必要がある。

大学・短大での取り組みは極めて少なく、取り組みを進める必要がある。

高校についても“60%の学習状況”と言う数字の背景になるものを探って取り組みを進める必要がある。

また、平成10年頃から学校での差別事象が急増している。これらの事象は、同和問題学習や部落史学習の中で学んだ「賤民身分を表していた言葉」や「被差別部落」という言葉を、自分たちの生活や遊びの中で安易に発言したり、人を見下したりするために使用している。学校で取り組んでいる同和教育が、児童生徒一人ひとりの心に響いていないために起こったと考えられる。

この課題を解決するため、

- ・教職員の認識や姿勢

- ・学校体制
 - ・児童生徒の置かれている状況
 - ・同和問題学習の内容や手法
 - ・保護者、地域、関係機関等との連携
- などを検討し、見直しを図っていく必要がある。

具体的な取り組みは次のとおりである。

- 教職員の意思疎通・共通認識を図っていくために管理職の指導力を高める。
- 全教科・全領域での取り組みを充実していくとともに、差別の現実から深く学びと
いう同和教育の徹底を図る。
- 教職員の人権感覚の育成を図っていくとともに、児童生徒から学び、ともに高まっ
ていこうとする教師の姿勢や認識を育成していく。
- 児童生徒の自尊感情を育成する方策を模索する。
- 仲間づくりの力を見直し、仲間づくりの力を技術的にも高めるための方法について
考察していく。
- 同和問題学習の内容や手法を見直し、「理解できなかった」「自分には関係ないと思
った」とする児童生徒の認識を深める学習の展開に努める。
- 実践化・行動化と結びつく同和教育の充実を図る。

社会同和教育では、市町村同推協の主催する小地域懇談会が、平成12年で県下約70%の地域で実施されている。学習内容は「部落差別について」「六曜について」「身近な差別問題について」等である。参加者の固定化・推進者の力不足などの悩みもあるが、毎年開催されるこれらの取り組みが県民の意識を向上させるのに役立ってきた。また、市町村や市町村同推協等が主催する研究集会も平成12年は合計37回行われ、延べ参加者数約1万2千人となっている。

社会同和教育の課題としては次のものが挙げられる。

- 同和问题・人権問題が他人事としてしか認識できない人がいる。
- 出席者が固定化している。特に若年層が学習を積み重ねていきにくい現状がある。
- 小地域懇談会が実施されにくい地域がある。より多くの地域で懇談会が開催される必要がある。

具体的には以下の取り組みを進めていく。

- 住民の人権意識を育成する学習内容の工夫改善に努める。
- 同和問題を学ぶことが、自分自身にどういう意味を持つか考えることができる学習に努める。
- 若い人・あらゆる職業の人が参加できるようにするための方法を研究する。
- 学習機会が保障されている地域とそうでない地域の較差を縮めていくための取り組みを進める。
- 地域の人材育成が不可欠である。

【啓発】

講演会・研修会については、意識調査の結果（表6～9参照）から参加により効果があることが分かるので、今後も積極的に開催する。特に、表4からもわかるとおり「学生」「商工業・サービス業」「無職」等の職種や地域性などに配慮して参加しやすくするよう取り組んでいく。また、参加しなかった理由として「開催を知らなかった」という声もあり、その周知の方法を工夫する。また、公務員（教職員、警察職員なども含む）及び行政の外郭団体職員への研修は、同和問題を率先して解決し指導的役割を担っている責務のうえでも、今まで以上に重要である。

内容については、主催者がよく検討し、参加者の共感を得、人の心に染み入るものでなければならない。それには、講師と参加者又は参加者同士で本音で意見交換ができるなどの仕組みも取り入れていく。

講師等の選定にも特に配慮が必要で、主催者間で講師のデータベース化などによる情報の共有、積極的な講演会・研修会への参加による情報収集、県の講師団等のレベルアップを図っていく。

市町村、地域での取組は、参加されやすい状況があるので、特に積極的な取組が期待される。なお、行政主導ばかりでなく、PTAや民間団体などNPOの活動が幅広いものとなるよう、情報や活動場所の提供、情報機器の開放、活動費の支援などを行う。

また、企業への啓発は、「人権侵害された内容」で「職場等」が多いことを考えると特に重要である。現在まで、従業員10人以上の企業に対して公正採用選考人権啓発推進員の設置を義務づけ、企業主や推進員に対する研修などを行ってきたが、今まで以上に推進員未設置の企業に対する指導や推進員の活動の援助、商工団体や同和問題企業連絡会などの企業関係の団体等と連携を強化し、国・市町村等と協力して、積極的に推進していく。また、その対象者を的確に把握し、全員が参加できるよう工夫するものとする。企業においては、公正採用選考人権啓発推進員が中心となって、「事業所における同和問題・人権問題の取組み方」（鳥取県・鳥取労働局編）に基づき事業所内研修を進めるほか、地域懇談会や学校での同和教育参観への従業員の積極的参加を促す取組が必要である。なお、市町村など地域・企業で成功した取組などは、県全体でも積極的に推進していく。

そのほか、媒体として県政だより・市町村広報などのように、家庭内で自由な時間に読まれるような方法により啓発を行う。

内容については、特に同和対策事業、解放運動など同和問題解決に向けた取組の目的や成果、差別事象の原因等を単なる事実のみでなく、その背景などを併せて明確にし、誤った考え方や差別意識を助長するものにならないようにしていく。

同和問題を口実として、高額な図書購入など義務のないことを強要するえせ同和行為についても、同和問題の解決を阻害するものとして排除するとともに、その行為を受け入れている県民の差別意識を解消するための啓発も推進していく。

【人権侵害への対応】

人権侵害が発生した場合、現在の行政の対応では、不十分である。まず、人権が侵害されたとき、人権相談の専門的機関に対しての相談が1%に満たない状況を見ても早急

な相談窓口の充実が必要である。また、被害者に対する救済については、現在国において人権擁護推進審議会の「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について（答申）」に基づいて法制化が進められており、その内容によっては、人権侵害被害者の積極的な救済を図るため、本県独自の人権救済施策を検討する。

【その他】

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく国の基本計画と、「鳥取県人権施策基本方針」及び「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画」の整合性を図り、常に進捗状況を把握のうえ公表し、施策を具体化していく。そのためには、県の内部で設置している『人権尊重の社会づくり委員会』（鳥取県人権教育のための国連10年推進本部）やその幹事会、外部委員も含めたところの『同和対策推進協議会』『差別事象検討会』などを今後、一層活性化させ、具体的施策を検討していくほか、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づく『人権尊重の社会づくり協議会』からの提言を施策に反映していくこととする。

また、人権情報の発信、人権啓発の拠点として平成14年春に設置される『鳥取県立人権ひろば21』の積極的な活用、社団法人鳥取県人権文化センター、財団法人鳥取県部落解放研究所、鳥取県同和教育推進協議会など関係機関との連携充実・支援を図っていくこととする。